

【中国】新興企業の資金調達支援-創業板上場管理暫定弁法の制定

海外立法情報調査室・富窪 高志

- * 2009年3月31日、中国証券監督管理委員会は「株式の新規公開発行並びに創業板上場管理暫定弁法」を公布、2009年5月1日から施行された。創業板は深圳証券取引所に開設される、イノベーション型中小企業等の新興企業を対象とする証券市場である。新興企業の資金調達を支援しその発展を図ることで、雇用機会の増大も期待されている。

法案の構成

同弁法は、第1章：総則、第2章：発行条件、第3章：発行手続、第4章：情報開示、第5章：監督管理及び法的責任、第6章：附則、全58か条からなる（注1）。

総則においては、新規株の発行及び上場関係者である発行者、保証推薦者（証券会社）、証券取引所等に求められる原則のほか、投資者のリスク負担能力を考慮した投資者参入制度を設けること、経営、収益等の変化によるリスクは投資者の自己責任であることを規定する。

株式発行条件

新規に株式を発行する場合の条件は以下のとおりである。①発行者は法に基づいて設立されており、かつ3年以上持続して経営している株式会社であること、②直近2年間連続して利益を計上し、その累計純益が1000万元を下回らず、かつ成長を維持していること、又は直近1年間の純益が500万元を、営業収入が5000万元を下回らず、直近2年間の営業収入増加率がいずれも30%を下回っていないこと、③直近期末における純資産が2000万元を下回らず、かつ補填していない欠損がないこと、④発行後の株式総額が3000万元を下回らないこと（第10条）。このほか、登録資本を全額払い込んでいること、主たる経営分野があり、国の産業政策及び環境保護政策に合致していること、直近2年間において主たる経営分野、役員、高級管理職等に大幅な変化がないこと、実質的支配者が交代していないことが規定されている（第11～13条）。さらに、発行者には、株主大会、取締役会、独立取締役、監査委員会等の制度化など、会社管理について整備された体制を備えていること（第19条）、会社の資金については、支配株主（資本金の50%以上出資者）、実質的支配者及びそれらの支配するその他の企業に貸与、債務の代理補償、立替等を行っていないこと（第23条）等が求められる。

株式発行手続

まず、株式発行に関する具体的方案、募集資金の有効性その他必要な事項について、取締役会で議決し、株式の種類と発行数、発行対象、価格幅又は価格決定方法、募集資金の用途等を記載した決議書を株主総会に提案し承認を得なければならない（第29～30条）。

立法情報

発行者は申請文書を作成し、保証推薦者により中国証券監督管理委員会（証監会）に審査申請を行い、証監会の関係部門が発行者の申請文書に対して第 1 次審査を行うとともに、創業板審査確認委員会の審査及び確認を経て、最終的に発行申請が認可される。発行者は証監会の認可の日から 6 か月内に株式を発行しなければならないが、期間内に発行しない場合認可は無効となり、新たに証監会の認可を得る必要がある。なお、自らをイノベーション型企業とする発行者は申請文書にその特徴を記述しなければならない（第 31～35 条）。発行申請認可から株式発行終了までの間において、重大な事態が発生した場合、発行者は株式発行を延期又は一時停止し、遅滞なく証監会に報告するとともに、情報開示義務を果たす必要がある。認可した発行条件と異なる事態が発生した場合には、証監会は認可撤回の決定を行う（第 36 条）。

情報開示

発行者には、証監会の関係規定に基づき、株式募集に関する説明書を作成し開示することが求められる（第 38 条）。また、説明書の最も目に付きやすい場所に次のような説明を示さなければならない（第 39 条）。

「今回の株式発行後は、創業板市場に上場の予定です。創業板市場の投資リスクは比較的高く、創業板に上場する会社は、業績が不安定、経営リスク及び上場廃止リスクが高いという特徴があり、投資者が直面する市場リスクも比較的高くなります。投資者は創業板市場の投資リスク及び当社が開示するリスク要因を十分ご理解のうえ、慎重に投資決定を行ってください」

株式募集説明に引用する財務諸表の有効期間は直近の期末後 6 か月間、募集説明書の有効期間も同じく 6 か月である（第 42～43 条）。発行者は、証監会に申請文書を提出後、申請認可前に、証監会のサイト上で募集説明書（稿）を提供しなければならない。自社サイトで提供することもできるが、証監会サイト上での提供に先立ってはならない。また、募集説明書（稿）の最も目に付きやすい場所に、「当社の株式発行申請は、まだ証監会の許可を得ておりません。本説明書（稿）は株式を発行する法的効力を有するものではなく、予めお知らせするためのものです。投資者の方は、正式な公告となる募集説明書に基づいて投資を決定してください」と注記しなければならない（第 45 条）。

深圳証券取引所の陳東徴理事長は、金融危機の影響により、上場に向けて準備してきた中小企業の中には業績が悪化しているところもあるとしながら、当初は最低でも 8 社の申請が見込まれるとし、その後についても上場条件を満たす企業は少なくないと述べている。懸念される上場初日の投機的売買については、一時的な取引停止、リアルタイムでの監視を行いコントロールする予定である。

注（インターネット情報はすべて 2009 年 4 月 16 日現在である。）

(1) 原文は中国証券監督管理委員会

<<http://www.csrc.gov.cn/n575458/n575667/n818795/11124926.html>>を参照。